

○国立大学法人秋田大学経営協議会規程

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 5 号)

改正 平成 25 年 3 月 29 日規則第 5 号

平成 26 年 11 月 12 日一部改正 平成 28 年 3 月 9 日一部改正

平成 28 年 5 月 23 日一部改正 平成 28 年 5 月 30 日一部改正

平成 29 年 3 月 17 日一部改正 平成 29 年 3 月 24 日一部改正

平成 30 年 5 月 16 日一部改正 令和 2 年 3 月 31 日一部改正

(目的)

第 1 条 この規程は、国立大学法人秋田大学運営規則第 15 条第 2 項の規定に基づき、国立大学法人秋田大学経営協議会(以下「経営協議会」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第 2 条 経営協議会は、次の事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、国立大学法人秋田大学(以下「法人」という。)の経営に関するもの
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (3) 学則(法人の経営に関する部分に限る。)、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (6) その他法人の経営に関する重要事項

(組織)

第 3 条 経営協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
 - (2) 総括担当理事
 - (3) 財務担当理事
 - (4) 国際情勢分析担当理事
 - (5) 経営分析担当理事
 - (6) 附属病院長
 - (7) 評価・I R担当副学長
 - (8) 本学の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものの中から、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの
- 2 経営協議会の委員の過半数は、前項第 8 号の委員でなければならない。
- 3 第 1 項第 8 号の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 前項の委員の任期は、当該委員を任命した学長の任期の範囲内とする。
- 5 監事は、経営協議会に出席し意見を述べることができる。

(議長)

第4条 経営協議会に議長を置き、学長をもって充てる。

- 2 議長は、経営協議会を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名した理事が経営協議会における職務を代行する。

(会議)

第5条 経営協議会は、3月に1回開催するものとし、議長が必要と認めたときは臨時に開催するものとする。

(議事)

第6条 経営協議会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 経営協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を経営協議会に出席させ、意見を聴くことができる。

(陪席)

第8条 経営協議会に、次の者を陪席させることができる。

- (1) 研究担当理事
- (2) 教育担当理事
- (3) 国際資源学研究科長
- (4) 教育文化学部長
- (5) 医学系研究科長
- (6) 理工学研究科長
- (7) 附属図書館長

(庶務)

第9条 経営協議会の庶務は、総務企画課において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、経営協議会の運営に関し必要な事項は、経営協議会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 5 月 13 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 5 月 21 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日規則第 5 号)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 11 月 12 日一部改正)

- 1 この規程は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に委嘱される第 3 条第 1 項第 7 号の委員の任期は、第 3 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日までとする。

附 則(平成 28 年 3 月 9 日一部改正)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 5 月 23 日一部改正)

この規程は、平成 28 年 5 月 23 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 28 年 5 月 30 日一部改正)

- 1 この規程は、平成 28 年 5 月 30 日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に委嘱される第 3 条第 1 項第 8 号の委員の任期は、第 3 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日までとする。

附 則(平成 29 年 3 月 17 日一部改正)

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に委嘱される第 3 条第 1 項第 8 号の委員の任期は、第 3 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日までとする。

附 則(平成 29 年 3 月 24 日一部改正)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 5 月 16 日一部改正)

この規程は、平成 30 年 5 月 16 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 2 年 3 月 31 日一部改正)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。